議　第　103 号

沼津市職員定数条例の一部改正について

沼津市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市職員定数条例の一部を改正する条例

沼津市職員定数条例（昭和54年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項に次の１号を加える。

⑹　地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第26条の４第１項に規定する休業をしている職員

第３条第２項中「前項第３号」の次に「又は第６号」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

休業中の職員を定数外として定めるものである。